

## 「学校における携帯電話の取扱い」に係る基本方針

鹿屋市立大始良小学校長

大始良小学校では、鹿屋市教育委員会の「学校における携帯電話の取扱い」に係る基本方針を受け、下記のとおり基本方針を定めます。

### ◎ 学校における携帯電話の取扱いについて

**学校への児童の携帯電話等の持ち込みについては、原則禁止とする。**

- (1) 特殊事情により、例外と認める場合は、担任を通じて校長の許可を得るものとする。
- (2) 特殊事情には、次のようなものが考えられる。
  - ・ 大怪我や骨折等で、排泄等の処置等で保護者の介護が必要であり、保護者への連絡が頻繁に行われる可能性がある場合
  - ・ 登下校時、人里離れた所を一人で行き帰りしなければならない場合 など
- (3) 許可する場合、次のようなことを学校・保護者間で確認することとする。
  - ・ 「校内での使用を禁止する」「校内では一時的に預かる」等のルールを設定し、教育活動に支障がないように配慮する。また、ルールが守れない場合は許可を取り消す。
  - ・ 盗難、紛失、故障、貸し借りなどのトラブルについては、学校として責任は負わないこととする。
  - ・ ゲーム機能等がなく、登録先限定の通話・防犯ブザー・GPS機能等の備わる「子ども向け携帯電話」を推奨する。
  - ・ 枠外に記載されている携帯電話所持に係る弊害等について理解し、家庭でのルールを設定する。

### 携帯電話を所持することによる予想される弊害・危険性

〔通常の携帯電話（スマートフォン）の事例も含む〕

- (1) 個人情報流失
- (2) 架空請求
- (3) 犯罪やトラブルを誘発するサイト
- (4) ウィルスなどの不正プログラム
- (5) 悪意ある大人からの誘い出し
- (6) 使い過ぎ、ネット依存  
(夜遅くまで友達同士で通話する、返事を返さないと仲間はずれ、家庭学習に身が入らない、多額の通話料金など)
- (7) いたずら電話（110番、119番通報）
- (8) 「携帯電話」の貸し借りによるトラブル（持っていない子が欲しがる）
- (9) 音楽や動画などの違法ダウンロード
- (10) ゲーム内課金による多額の請求（ゲーム自体は無料でも、キャラクターに着せる洋服や勝つためのアイテムの多くは有料です。）
- (11) 「歩きケータイ」による交通事故